

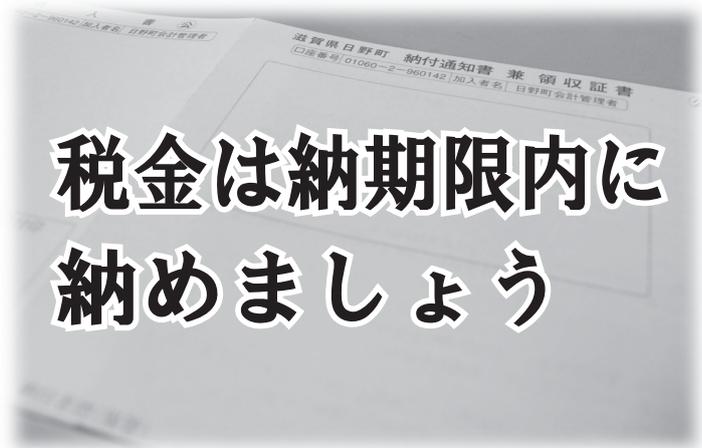
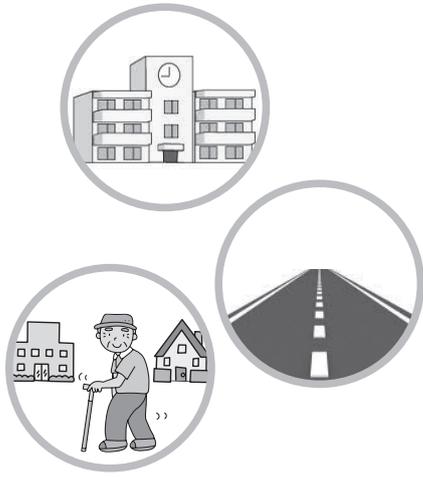
町税は、私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割があります。福祉や保険といった社会保障や、ごみ処理、教育、道路整備等、様々な事業をすすめるうえで、非常に大切な財源です。

皆さん、町税の納め忘れはありませんか？今一度ご確認ください。

公平な納税のために

納税は国民の三大義務の一つであり、町税を滞納することは、納期限内に町税をきちんと納めている大多数の善良な納税者との公平性を欠くこととなります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになりかねません。

このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収していくこととなります。



税金は納期限内に納めましょう

税金を納めないと

地方税法には「納税者が督促状を受け、完納されない場合、市町村徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえないければならない」と明記されています。滞納状態を放置すると滞納者の意思に関係なく、本

12月は「滞納処分（財産差押）強化月間」として、全県的に県と町が協力して、積極的な滞納処分を実施することになります。

税以外に督促手数料（1件200円）・延滞金（年率14.6%）を含めた滞納税額を強制徴収されることになっていきます。

平成24年4月から平成25年3月末までの日野町の差押件数は、63件で金額は1千97万1,962円です。

延滞金について

延滞金は、地方税法で徴収しなければならぬものと定められ、平成25年12月末までは年率14.6%で計算されます。延滞金は、納期限を過ぎても納付されない方と、納期限内にきちんと納付されている方との公平性を保つためにかかるものです。

事情がある方はご相談を

病気や失業・事業の営業不振など、やむを得ない理由や多重債務などにより、一時的に町税の納期限内の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合は、回数を分けて納付していただいています。

ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らず、不履行になった場合は、強制執行の対象となります。



税金を納めなくて放置しておく

督促状発付

納期限までに町税などが完納されない場合は、督促状を送付します。

催告書発付

納期限が過ぎて納付がない場合、納付を促すため催告書を送付します。

財産調査

滞納処分のため必要があるときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問および検査をします。

財産差押

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡もない場合は、財産の滞納処分（財産差押）を執行します。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

◆問い合わせ先

税務課 収納担当 ☎⑤26570